

規 約 編

宮城県さけます増殖協会

宮城県さけます増殖協会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、世界各国の200海里漁業専管水域の設定等新しい海洋秩序のすう勢にかんがみ、さけ・ます資源の積極的増殖を推進し、本県漁業の安定向上に資するものとする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 遡河性さけ・ますの人工ふ化放流事業の推進に関する事。
- (2) 遡河性さけ・ますの資源保護に関する事。
- (3) 遡河性さけ・ます増殖に関する調査試験研究及び河川の環境保全に関する事。
- (4) 水系別増殖協会が行う前各号事業に対する指導、助言、助成。
- (5) 前各号の他本会の目的達成のための必要な事業。

(名称)

第3条 本会は宮城県さけます増殖協会と称する。

(地区)

第4条 本会の地区は県下一円とする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は公益財団法人宮城県水産振興協会内に置く。

第2章 会 員 等

(会員等)

第6条 本会の会員は水系別さけます協議会、宮城県漁業協同組合、宮城県内水面漁業協同組合連合会、定置漁業協会、沿海地方卸売人他本会の趣旨に賛同するものとする。

- 2 会員の代表者はその組織の代表者をもって充てるものとする。

(加入)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を本会に提出しなければならない。

(賦課金)

第8条 会員は事業に必要とする経費として賦課金を納めなければならない。

- 2 前項の賦課金の額は総会において定める。

第3章 役職員等

(役員)

第9条 本会の役員として理事15名および監事2名を置く。

2 役員は総会において会員の中から選任する。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠や増員によって就任した役員の任期は前任者又は他の役員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 理事は互選により会長1名、副会長3名を選任する。

2 会長は本会を代表し、理事会の決定に従って会務を処理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はあらかじめ理事の互選により定められた順位に従いその職務を代理する。

(理事会)

第12条 理事会は会長が招集してその議長となる。

2 理事会の決議は理事の過半数が出席し、出席理事の過半数以上の同意を得てこれを行う。

3 理事が出席できないときは、代理人をもって理事会に出席することができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を理事会に提出しなければならない。

(監事)

第13条 監事は会務の執行及び財産の状況を監査する。

2 監事は前項の結果につき総会及び理事会に報告して意見を述べなければならない。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会において推戴する。

第4章 総 会

(総会)

第15条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回開催するものとする。

3 会長は次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上のものから書面による請求があったとき。

(総会の成立)

第16条 総会は会員の過半数の出席によって成立する。

(総会の議決事項)

第17条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画並びに収支予算

(3) 賦課金の徴収方法

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) 役員の選任

(6) 部会の設置

(7) その他理事会が必要と認めた事項又は第15条第3項(2)による事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は会長とする。

(議決権)

第19条 会員は各自1個の議決権を有する。

2 総会に出席できない会員は書面又は代理人をもって議決に参加することができる。

3 代理人は代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

(議決)

第20条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(議事録)

第21条 会長は、総会の議事録を作成し、あらかじめ指名した2名以上の出席会員の記名押印を得るものとする。

第5章 部 会

(設置)

第22条 本会が必要に応じて部会を置くことができる。

(運営等)

第23条 前条により設置された部会の運営に必要な事項は別に定める。

第6章 事業年度及び会計

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

(経 費)

第25条 本会の経費は賦課金、寄附金等をもってあてる。

(余裕金の管理)

第26条 本会の余裕金は宮城県漁業協同組合に預け入れ管理する。

附 則

- 1 本規約は昭和53年2月20日から施行する。
- 2 規約施行後就任した役員の任期は第10条の規定にかかわらず、就任後最初の通常総会の日までとする。

附 則

この規約は、昭和61年10月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年10月20日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和63年10月28日から施行する。
- 2 昭和63年度の事業年度は第24条の規定にかかわらず、昭和63年7月1日から平成元年9月30日までとする。

附 則

この規約は、平成元年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年10月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年12月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年11月25日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年10月26日から施行する。
- 2 平成18年度の事業年度は第24条の規定にかかわらず、平成18年10月1日から平成19年4月30日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成19年7月26日から施行する。
- 2 第6条は、宮城県漁業協同組合連合会及び宮城県信用漁業協同組合連合会が宮城県漁業協同組合に包括承継された日から施行する。
- 3 第26条は、宮城県信用漁業協同組合連合会が宮城県漁業協同組合に包括承継された日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月26日から施行し、令和元年7月1日から適用する。